

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

令和7年1月31日

（照会者名） 殿

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長

令和7年1月21日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

貸金業法第2条第1項第3号の規定は、「物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者」について規定されているものであり、同者から委任等を受けた第三者については適用されない。